

「修学支援制度」の「機関要件」厳格化の見直し案に対する意見

令和4年11月14日
一般社団法人日本私立大学連盟
説明者：村田 治副会長
(関西学院大学・学長)

高等教育修学支援新制度の「機関要件厳格化の内容」「学生の学びの充実に向けた実効性ある方策（教育未来創造会議第一次提言）」等に関する貴検討会議の見直し案について、日本私立大学連盟の意見を申し述べます。

1. 「機関要件厳格化の内容」について

見直し案である「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」を対象外とすることは、「収容定員充足率」が、私立大学の成長や継続性を判断する際の一つの目安となり得ること、更にその常態化を踏まえているため、指標として妥当と考える。その際、収入においては学生からの納付金が、支出においては人件費が過半を占める私立大学にあっては、収容定員充足率を改善することのみを目的に単に定員を縮小することが、直ちに「大学の経営困難から学生を保護する」とは言い切れない点に注意すべきである。

また、見直し案において、「収容定員充足率」という外形的要素とともに教育の質保証の観点により「進学・就職率」を定量的指標として加えることは理解できる。

2. 「学生の学びの充実に向けた実効性ある方策（教育未来創造会議第一次提言）」について

STEAM教育の強化や文理横断による総合知創出を推進するに当たっては、入試時期と科目等の見直しの検討、さらには入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等をいかに実行していくべきかに係る計画と具体策の策定が重要である。そのためには国による確実な支援による大学の体制づくりとともに社会的理解の醸成が不可欠である。そうした社会的理解の醸成の必要性を踏まえれば、今回の見直し案のように、直ちにそれを要件とするのではなく、「入試科目の見直し」、「入学後の文理横断型の教育」、「複線的・多面的な学び」や「全学的なデータサイエンス教育」等の総合知を育成するための取り組みを実施している場合に、その内容を機関要件の確認申請書に記載するという案は妥当であると考える。

なお、見直し案の【様式のイメージ】と『教育未来創造会議第一次提言』とでは、「総合知の育成」（手段）と「学生の学びの充実」（目的）の関係性が逆転しているように思われることから、「○学生の学びの充実に向けた総合知を育成するための取り組み」と表記したほうが適切ではないか。

3. 「機関要件厳格化の導入時期」について

『教育未来創造会議第一次提言』にある「現在対象となっていない中間所得層に係る支援に関する必要な改善」を行う時期と同じタイミングで導入することが望ましい。

4. その他

上記「1.」並びに「2.」をはじめとする制度改正の趣旨について、高等教育機関関係者はもちろん、進学希望者とその保護者からの理解をいかに得るかが重要である。その広報や周知のあり

方、方法論についての検討と実践が強く望まれる。

日本の私立大学の学生一人当たり公財政支出は、OECD各国との比較において、最低水準であり、その結果として、高等教育費に係る家計負担額は最高水準となってしまうている。一方、日本の平均年収の伸びは、諸外国に比して極めて低調であり、収入が増加しない中であっては、教育費をはじめとする支出を削減せざるを得ない。その結果として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由で理想の子供数（2人以上）を持ってないと回答する家庭が多くなっており、そのことから教育費の負担が大きすぎることは明白である。

私立大学については、私的収益率（家計の費用負担額と税引き後の生涯便益の関係：6.4%）よりも財政的収益率（政府の費用負担額と税収入額の増加による生涯税便益の関係：9.6%）のほうが高く、国による家計に対する教育費支援は、直接的な「賃上げ政策」と同等、あるいはそれ以上の効果を国家財政に与えることができるといえる。

多くの私立大学では、令和元年度以前に実施していた授業料減免事業を、修学支援新制度が導入された令和2年度以降も同様の基準で実施してきた。また、令和2年度以降の入学者についても、令和元年度と同様の基準で授業料減免を実施してきたが、それらに係る国からの支援は皆無である。

ひとり親世帯、多子世帯や家計急変家庭などへの配慮により、家庭にいかなる経済的理由があろうとも私立大学への進学を断念することなく、入学後は安心して学びを継続することができるよう、修学支援新制度や私立大学等経常費補助制度を通じた国による適切な支援がなされるべきである。